

たけとよみらい会議委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、たけとよみらい会議設置要綱第3条に規定する委員(以下「委員」という。)の公募について、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 委員に応募することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 任期当初において、町内に住所を有する者
- (2) 任期当初において、年齢が満18歳以上の者
- (3) 任期中の会議に出席可能な者
- (4) 本町の議会議員及び一般職員でない者

(募集人数)

第3条 委員の募集人数は5人以内とする。

(公募の方法)

第4条 応募者は、たけとよみらい会議公募委員応募用紙(別記様式)に必要事項を記入して、募集期間内に持参、郵送、ファックス又はメールで提出するものとする。

(公募の周知)

第5条 委員の公募に当たっては、広報たけとよ及び町ホームページに掲載して周知する。

(選考委員会の設置)

第6条 公募により委員を選考するため、たけとよみらい会議公募委員選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を設置する。

- 2 選考委員会は、副町長、企画部長及び企画政策課長をもって構成する。
- 3 選考委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。
- 4 選考委員会の事務局は、企画部企画政策課に置く。

(委員長の職務等)

第7条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、企画部長がその職務を代理する。

(選考方法)

第8条 選考委員会は、たけとよみらい会議公募委員応募用紙に記載されている事項を評価して、候補者を選考する。

(選考結果の通知)

第9条 選考結果は、応募者全員に通知する。

(庶務)

第10条 公募に関する庶務は、企画部企画政策課においてこれを処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要領は、令和3年6月16日から施行する。